

## 第3期横浜市障害者プランの素案骨子（案）について

平成 27 年度から 32 年度を計画期間とする第 3 期横浜市障害者プランの素案骨子（案）をまとめましたので、ご報告します。

### 1 横浜市障害者プランについて

#### (1) 策定の趣旨

障害者基本法 第 11 条により、市町村には障害者のための施策に関する基本的な計画の策定が義務づけられています。横浜市では、「横浜市障害者プラン（以下、「障害者プラン」という）」をこれに位置づけています。

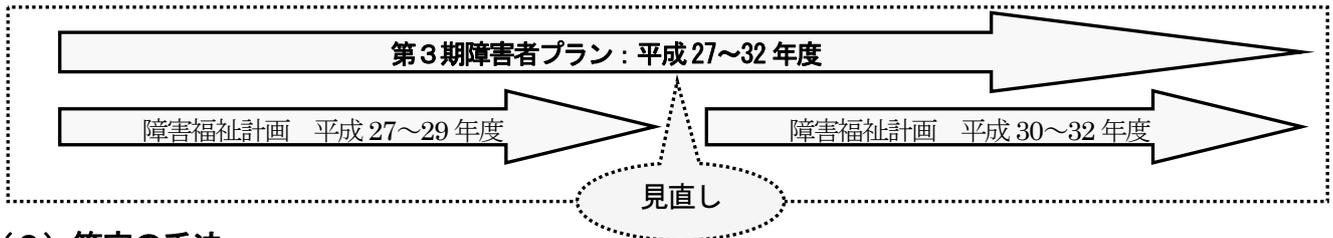
このたび、平成 26 年度をもって、第 2 期の障害者プランの計画期間が終了となるため、新たに 27 年度から 32 年度までの 6 年間の計画期間とする第 3 期障害者プランを策定します。

また、障害者総合支援法 第 88 条により、市町村には障害福祉サービスの数値目標等を中心とした計画（障害福祉計画）の策定が義務づけられています。

横浜市ではこれまでも、障害福祉計画を「障害者プラン」の中に取り込み、一体的に作成しています。

なお、障害福祉計画は計画期間が 3 年と定められていますので、第 3 期障害者プランの中間期で見直しを行い、改訂します。

#### 【参考】障害者プランと障害福祉計画の関係

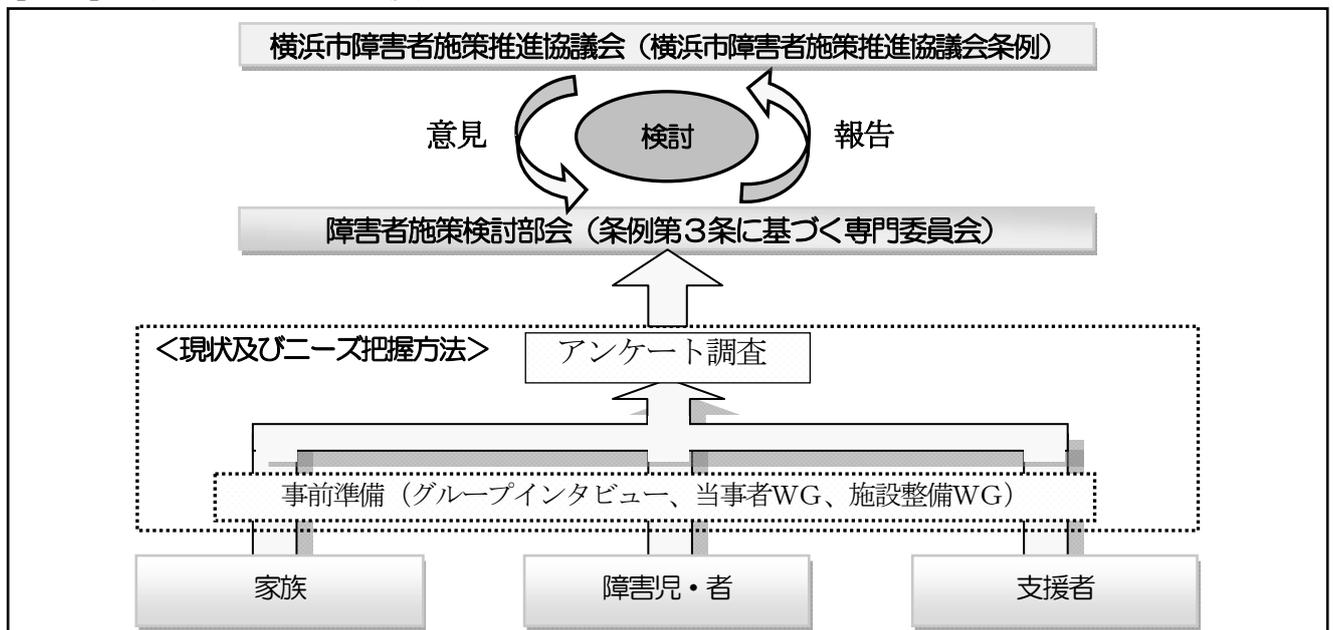


#### (2) 策定の手法

第 3 期障害者プランの策定にあたっては、現状把握のため、障害児・者及びその家族にアンケート調査を行いました。

アンケートなどで得られた意見等について、当事者や専門的な見地から幅広い視点での協議を行うため、「横浜市障害者施策推進協議会」の専門委員会として「障害者施策検討部会」を設置し、この部会を中心に協議・検討を進めています。

#### 【参考】障害者プラン策定・検討のイメージ図



## 2 スケジュールについて

これまで、次の【変更前】のとおり、5月の素案、11月末の原案を経て、平成27年3月に第3期障害者プランの確定というスケジュールを予定していました。

しかし、素案策定に向けて、より丁寧に進めていくために、次の【変更後】のとおり、まずは5月に素案骨子を策定し、それを基に、6月から7月にかけて各障害者団体等に対し説明を行い、8月に素案を策定します。更に、9月に常任委員会へ素案を御報告させていただく予定です。

その後、市民意見募集、11月の原案策定を経て、12月に常任委員会へ市民意見募集結果と原案を報告します。

そして、最終的には、3月に第3期横浜市障害者プランを確定し、4月以降、計画に沿って、施策を進めていきます。

	【変更前】	【変更後】
平成26年1月	当事者へ向けたアンケート実施	
3月	常任委員会へ当事者アンケート結果の速報値を報告	
5月	常任委員会へ <b>素案</b> を報告し、素案策定	常任委員会へ <b>素案骨子(案)</b> を報告し、素案骨子策定
6月		素案骨子を基に各障害者団体等へ説明
7月	<b>市民意見募集</b> 実施	
8月		<b>素案策定</b>
9月	常任委員会へ市民意見募集結果等を踏まえた素案を報告	・常任委員会へ素案を報告 ・ <b>市民意見募集</b> 実施
11月末	<b>原案策定</b>	<b>原案策定</b>
12月	常任委員会へ原案を報告	常任委員会へ <b>市民意見募集結果と原案</b> を報告
平成27年3月	<b>第3期 横浜市障害者プランの確定(予定)</b>	
4月以降	計画に沿って <b>施策を推進</b>	

## 3 素案骨子(案)の概要について

別紙をご参照ください

## 4 素案骨子(案)について

別冊が素案骨子(案)となります。今後、本委員会でのご意見を踏まえたうえで、各障害者団体等に対し、この素案骨子を用いながら説明並びに意見交換を実施していく予定です。

# 第3期横浜市障害者プラン 素案骨子(案)の概要

## 1 第2期の概要

第2期では、障害者が自己選択・自己決定のできる社会の構築という視点を中心とし、また、障害者の力を十分に発揮していくことを念頭に、「障害者が住み慣れた地域で生活を送れる社会」など「プランでめざす社会」を4つ設定しました。  
 そして、その社会を目指すために、重点的に進めていく項目を、7つの「重点施策」として取りまとめました。また、ニーズ把握調査などの結果、特に重要で緊急と思われる課題認識を「将来にわたるあんしん施策」としてまとめ、着実に進めてきました。

### 【プランでめざす社会】

- ・障害者が住み慣れた地域で生活を送れる社会
- ・障害者が安心して日々の生活を送れる社会
- ・障害者が自らの意思で生活を決めることができる社会
- ・障害児の学習環境を整備し、生活を支えていく社会

### 将来にわたるあんしん施策

- ・親亡き後も安心して地域生活を送れる仕組の構築  
後見的支援制度の推進や多機能型拠点の整備などを進めてきました。
- ・障害者の高齢化・重度化への対応  
高齢化・重度化に対応したグループホームをモデル事業として開始し、検証を進めてきました。
- ・地域生活のためのきめ細やかな対応  
入院時のコミュニケーション支援や移動支援体系の再構築などを進めてきました。

### 重点施策

- (1) 普及・啓発のさらなる充実  
障害者週間の活用や小学生を対象とした障害理解イベントの実施など、さまざまな普及啓発を進めてきました。
- (2) 相談支援システムの機能強化  
地域自立支援協議会の活用や人材育成研修の実施など、相談支援体制の強化を進めてきました。
- (3) 地域生活を総合的に支える仕組みの構築  
社会福祉法人型障害者地域活動ホームの18区整備の完了など、地域で安心して暮らせる仕組みづくりを進めてきました。
- (4) 医療環境・医療体制の充実  
10病院の協力を得て進めているメディカルショートステイ事業の開始など、医療環境・体制の充実化を進めてきました。
- (5) 障害児支援の体制強化  
8か所目の地域療育センターの整備や3か所目の中学校期以降の障害児へ対応する支援を行う専門機関の設置など障害児支援の体制強化を進めてきました。
- (6) 障害者の就労支援の一層の拡充強化  
9か所目の障害者就労支援センターの整備や企業への障害者雇用啓発のためのシンポジウムを実施し、就労支援の充実化を進めてきました。
- (7) 発達障害児・者支援の体制整備  
発達障害者支援センターの機能充実や発達障害に特化した住まいへの支援など、発達障害児・者への支援体制の整備を進めてきました。

## 2 第3期の概要

第3期は、すべての障害児・者が一市民として、当たり前な生活環境を自ら選択し、獲得していけることをねらいとした基本目標を設定します。  
 また、第2期ではプランの枠組みについて、施策を推進する視点で組み立ててきましたが、第3期では、**障害の種別に係わらず、障害児・者が日常生活を送るうえでの視点に立った枠組みとして、5つのテーマを設定し、「将来にわたるあんしん施策」を始めとする障害福祉施策の取組の方向性を示しました。**

### 【第2期の振り返り】

第2期では「将来にわたるあんしん施策」「重点施策」を進めてきましたが、依然として次のような声が上がっており、第3期に向けた対応が求められています。

- (1) 様々な障害理解の活動を進めてきましたが、「まだ理解が進んでいない」という声があります。
- (2) 相談支援体制の構築と強化を進めてきましたが、「どこに相談したら良いかわからない」という声があります。
- (3) 地域のハード面・ソフト面における社会資源整備を進め、充実してきていますが、「制度が複雑で、わからない」「障害に合った住まいがほしい」などの声があります。
- (4) 医療環境の充実を進めてきましたが、「まだ身近でかけられる医療機関がない」という声があります。
- (5) 療育体制を拡充しましたが、障害のあること割合が増えてきており、「早期発見・早期療育の充実」を求める声があります。
- (6) 障害者の就労支援を進めましたが、企業等の法定雇用率の引き上げ等もあり、障害者雇用促進や定着支援を求める声があります。
- (7) 発達障害に関する様々な取組を進めてきましたが、依然として障害特性に応じた支援体制の充実などを求める声があります。

### 【第3期に向けた必要な視点】

- ・障害状況に合わせた支援やライフステージを通じた一貫した支援
- ・障害者の高齢化・重度化への対応
- ・「将来にわたるあんしん施策」の継承

### 【第3期に向けて取り組むべき課題】

- ① 障害理解と相談支援体制等の推進
- ② 障害状況に応じた住まいの充実
- ③ 安心して暮らせる生活環境の充実
- ④ 療育・教育の充実
- ⑤ 社会参加支援の充実

## 基本目標

自己選択・自己決定のもと、住み慣れた地域で、安心して、学び・育ち・暮らしていくことができるまち、ヨコハマを目指す

テーマ1 出会う・つながる・助け合う			
普及啓発	持続的な普及啓発の促進 学齢期への重点的な普及啓発	情報の保障	行政情報における合理的配慮の確立
相談支援	相談支援体制の再構築及び推進	災害対策	災害時の自助・共助・公助の仕組みの浸透

テーマ2 住む、そして暮らす			
住まい	障害状況に合わせた住まいの充実 高齢化・重度化を踏まえた住まいの構築	暮らし	地域での生活を支える仕組みの充実 本人の生活力を引き出す支援の充実

テーマ3 毎日を安心して健やかに過ごす			
健康医療	医療環境のさらなる整備 障害者も参加しやすい健康づくり施策の推進 救急医療体制の充実	権利擁護	虐待防止の取組の浸透 差別解消法に基づく取組み 成年後見制度の利用促進
バリアフリー	さらなるバリアフリーの推進		

テーマ4 いきる力を学び・育む			
療育	早期療育体制の充実 障害児の居場所づくり	人材の確保育成	障害福祉従事者の確保と育成 当事者による支援体制の充実
教育	療育と教育の連携による切れ目のない支援 教育環境・教育活動の充実 教育から就労への支援		

テーマ5 働く・活動する・余暇を楽しむ			
就労	一般就労の促進と雇用後の定着支援の充実 福祉施設から企業就労へ	移動支援	移動支援の充実による社会参加の促進
福祉的就労	作業の充実と工賃向上	余暇活動	文化・芸術活動の推進 スポーツ活動の推進
日中活動	日中活動場所の拡充		

**第3期 横浜市障害者プラン  
素案骨子（案）**

# 目 次

## 第Ⅰ章 計画の概要 . . . . . 1

---

- 1 計画策定の趣旨 . . . . . 1
- 2 計画の位置づけ . . . . . 1

## 第Ⅱ章 横浜市における障害福祉の現状 . . . . . 3

---

- 1 横浜市の各障害手帳統計の推移 . . . . . 3
- 2 第2期の振り返り . . . . . 7

## 第Ⅲ章 第3期の基本目標とテーマ . . . . . 13

---

- 1 第3期の取組の方向性 . . . . . 13
- 2 生活の場面ごとのテーマ . . . . . 15
  - テーマ1 出会う・つながる・助け合う
  - テーマ2 住む、そして暮らす
  - テーマ3 毎日を安心して健やかに過ごす
  - テーマ4 いきる力を学び・育む
  - テーマ5 働く・活動する・余暇を楽しむ

## 第Ⅳ章 PDCAサイクルによる計画の見直し . . . . . 28

---

# 第 I 章 計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

横浜市では、障害施策に係わる中・長期的な計画である「障害者プラン」（以下「プラン」といいます。）を、平成16年度に「第1期」、平成21年度に「第2期」として策定し、障害者が自己選択・自己決定のできる社会の構築という視点を中心に、施策を推進してきました。

また、このプランは、二つの性質をもつ計画です。

一つは、障害者基本法に基づく、障害者に関する施策の方向性等を定める基本的な計画である「障害者計画」です。

もう一つは、障害者総合支援法に基づき、障害福祉におけるサービスごとに、必要な利用の見込み量を定め、その円滑な実施の確保を進めていくことを定める「障害福祉計画」です。

第3期においても、引き続き、横浜市における施策と、国で定める障害福祉サービスの連携を図っていく必要があることから、この二つの計画を一体的に策定していきます。

障害児・者は、特別な存在ではなく、障害のあるなしに係わらず、一人の市民として、住み慣れた地域で、当たり前のように生活していけるまちを実現していくことが必要です。

そのために、第3期では、「**自己選択・自己決定のもと、住み慣れた地域で、安心して、学び・育ち・暮らしていくことができるまち、ヨコハマを目指す**」を基本目標として掲げ、障害福祉施策を着実に進めていきます。

## 2 計画の位置づけ

### (1) 計画期間

第2期のプランは、平成21年度から26年度までの6年間を計画期間として策定しました。

そして、24年度には、障害福祉計画部分について、3年を1期として作成することとしている国の基本方針に基づき、全体の見直しを行い、第2期の改定版を策定しました。

第3期についても、第2期と同じく、中・長期的なビジョンをもって施策を進めていくために、計画期間を6年間として策定していきます。

また、障害福祉計画部分については、3年後に見直しを実施します。

そのほかにも、プランの進行管理、進捗について、適宜、評価を行い、当該施策・事業の必要性の検討、事業規模や期間等の見直しを実施します。

社会情勢の変化やニーズの変化に伴う新しい課題に、柔軟に対応するための施策の再構築なども併せて実施します。

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
名称	横浜市障害者プラン(第2期)						第3期 横浜市障害者プラン					
構成	障害者計画						障害者計画					
	障害福祉計画			障害福祉計画			障害福祉計画			障害福祉計画		

見直しの実施

見直しの実施

## (2) 他計画との関係性

横浜市では、地域福祉保健計画で「地域の視点から高齢者、障害者、子ども等の対象者や、保健の視点等に関する分野別計画に共通する理念、方針、地域の取組の推進方向などを明示し、各対象者全体の地域生活の充実を図ること」を目指しています。

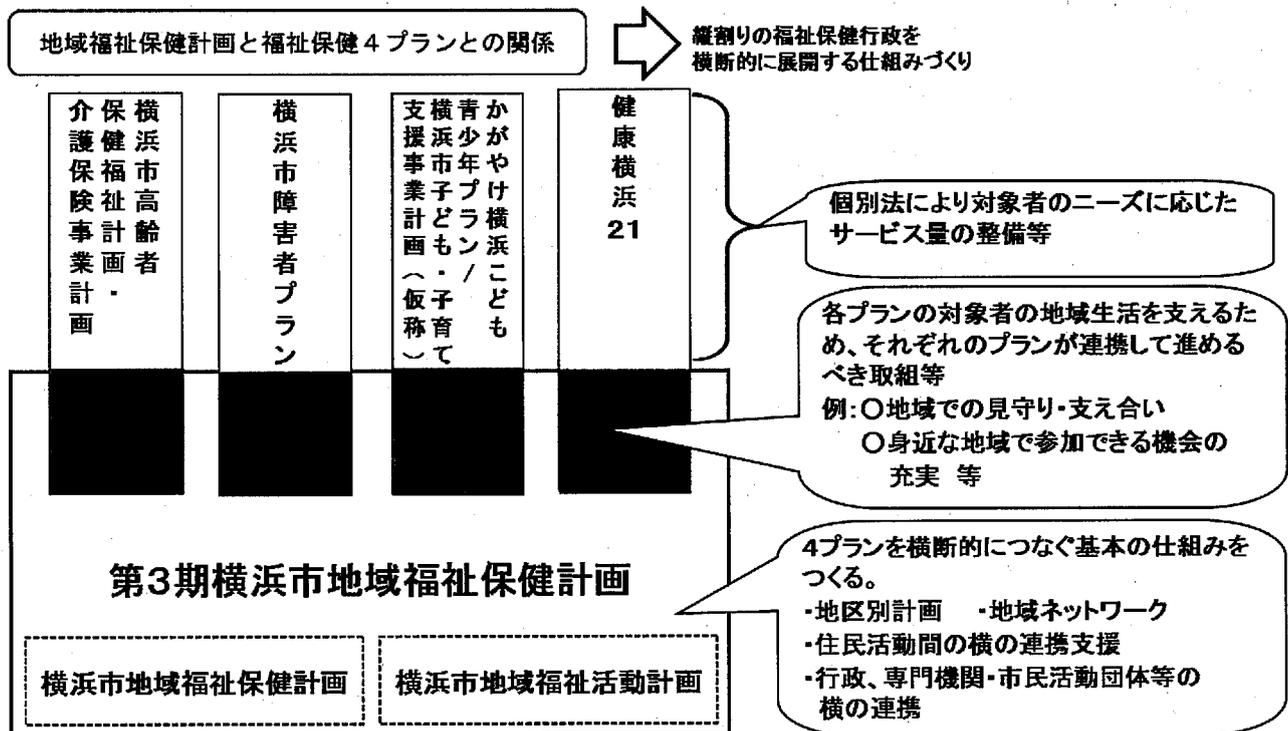
また、横浜市においては、個別法を根拠とする福祉保健の分野別計画として、横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（老人福祉法、介護保険法）、かがやけ横浜こども青少年プラン、健康横浜21（健康増進法）があります。これに加えて、横浜市独自に「よこはま保健医療プラン」という本市の保健医療施策に関する総合的な計画があります。

このように、障害のあるなしに係わらず、地域での生活を支援するためには、人々の暮らしの場である地域において、様々な取組をそれぞれの関係性や相互のつながり、全体の総合性、連続性といった視点で捉え、関連付けて行うことが、「地域福祉」の大事な視点です。

施策の展開にあたっては、関係するそれぞれの分野別計画が、有機的に連動していくことによって、一層の効果があがってきます。

行政分野ごとの専門性を充実させ、質の高い施策を展開していくとともに、関連する分野を意識し、整合性を図りながら取り組むことを重視していきます。

### 【他計画との関係性】



【地域福祉保健計画からの抜粋】

## 第Ⅱ章 横浜市における障害福祉の現状

### 横浜市の各障害手帳統計の推移

#### (1) 横浜市の障害者手帳所持者数

横浜市発行の各障害者手帳（身体障害者手帳・愛の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳）の平成26年3月末時点での所持者数の合計は、約14万9千人（横浜市全体人口比で4.03%）となっています。

21年は、約12万5千人でしたので、現在までに、約2万3千人増加したということになります（増加率約18.9%）。表1からも年々取得者数が伸びていることが分かります。

また、表2から見られるように、障害者手帳所持者数の増加率については、ここ数年3%から4%の間を推移しており、横浜市人口の増加率と比べても増加率が大きいことから、障害者手帳を所持する方の割合が増えてきているといえます。今後も社会の高齢化等と相まって、障害者手帳所持者数の割合は増えていくことが推測されます。

表1 横浜市人口と障害者手帳所持者数の比較

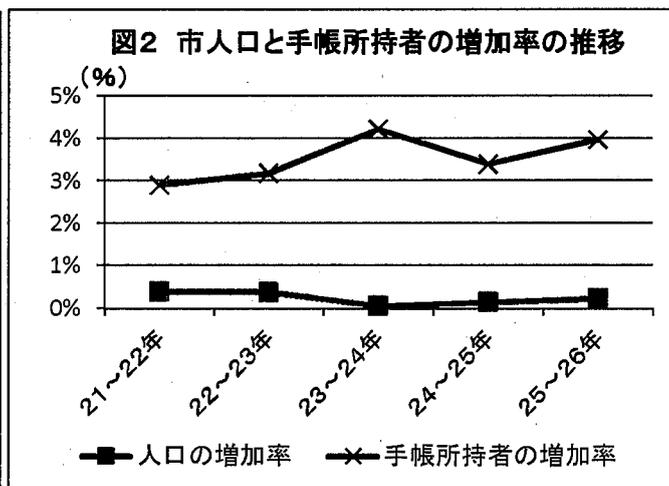
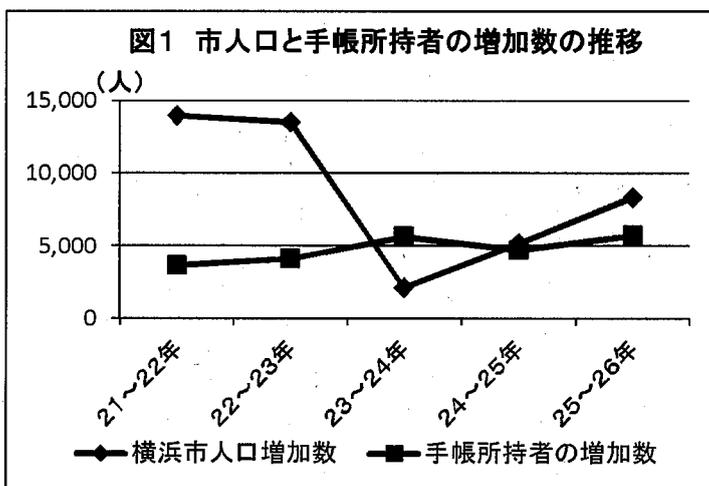
(3月末時点、ただし、横浜市人口のみ4月1日時点。以下同様)(人)

	21年	22年	23年	24年	25年	26年
横浜市人口	3,659,010	3,672,985	3,686,481	3,688,624	3,693,788	3,702,093
身体障害者	89,607	90,322	91,605	94,291	96,114	98,706
知的障害者	18,674	19,751	20,807	21,864	23,005	24,171
精神障害者	17,304	19,152	20,912	22,785	24,538	26,475
手帳所持者全体	125,585	129,225	133,324	138,940	143,657	149,352
横浜市人口における障害者手帳所持者数割合	3.43%	3.52%	3.62%	3.77%	3.89%	4.03%

表2 横浜市人口と障害者手帳所持者数の増加数の比較

(人)

	21~22年	22~23年	23~24年	24~25年	25~26年
横浜市人口増加数	13,975	13,496	2,143	5,164	8,305
(増加率)	(0.38%)	(0.37%)	(0.06%)	(0.14%)	(0.22%)
手帳所持者の増加数	3,640	4,099	5,616	4,717	5,695
(増加率)	(2.90%)	(3.17%)	(4.21%)	(3.39%)	(3.96%)



## (2) 障害別の状況

## ア 身体障害者手帳

身体障害については、各障害状況別に内訳を見てみると、肢体不自由が最も多く、次いで、内部障害となっています。

各障害も年々増加していますが、表3で見られるように、その中でも、肢体不自由と内部機能障害の増加が大きくなっています。

また、表4から見られるように、18歳から65歳未満の人数が横ばいとなっているのに対して、65歳以上の人数は、年々増加しています。

表3 身体障害者手帳 障害状況別推移

各年3月末時点(人)

	21年	22年	23年	24年	25年	26年
視覚障害	6,276	6,227	6,177	6,400	6,441	6,435
聴覚・平衡機能障害	7,582	7,630	7,764	7,987	8,083	8,321
音声・言語・そしゃく機能障害	886	885	885	946	957	964
肢体不自由	49,146	49,408	49,647	50,706	51,519	52,813
内部障害	25,717	26,172	27,132	28,252	29,114	30,173
計	89,607	90,322	91,605	94,291	96,114	98,706

表4 身体障害者手帳所持者数 年齢別推移

各年度 3月末時点(人)

	21年	22年	23年	24年	25年	26年
18歳未満	2,385	2,367	2,383	2,423	2,425	2,469
18～65歳未満	30,512	29,997	30,197	30,332	29,702	29,509
65歳以上	56,710	57,958	59,025	61,536	63,987	66,728
計	89,607	90,322	91,605	94,291	96,114	98,706
全体における 65歳以上の割合	63.3%	64.2%	64.4%	65.3%	66.6%	67.6%

図3 身体障害者 障害状況別推移

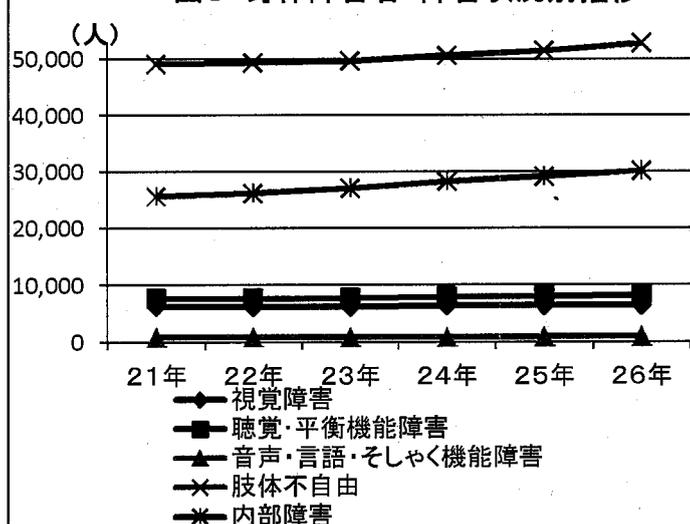
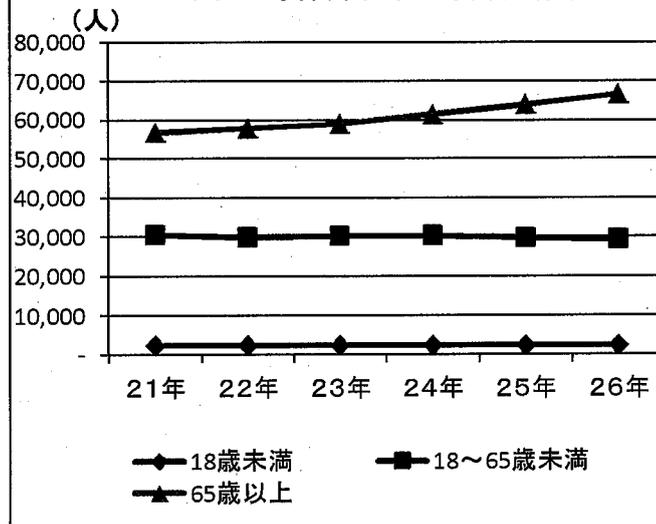


図4 身体障害者 年齢別推移



(2) 障害別の状況

イ 愛の手帳（療育手帳）

知的障害については、表5から見られるように、26年3月末時点では、21年と比べ、5千5百人以上増えています。中でも、B2の手帳を所持している方が、約3千3百人と、全体の増加数の約6割を占めています。

また、表6の年齢別推移からは、全体の所持者数における各年齢の所持者数の割合は、この6年間を通して、ほぼ横ばいとなっています。

表5 愛の手帳 障害程度別推移

各年3月末時点(人)

	21年	22年	23年	24年	25年	26年
A1	4,062	4,211	4,351	4,502	4,629	4,775
A2	4,151	4,258	4,383	4,487	4,617	4,706
B1	4,487	4,669	4,829	5,004	5,164	5,366
B2	5,974	6,613	7,244	7,871	8,595	9,324
計	18,674	19,751	20,807	21,864	23,005	24,171

※参考 A1…IQ20以下、A2…IQ21～35、B1…IQ36～50、B2…51～75

表6 愛の手帳所持者数の年齢別推移

各年3月末時点(人)

	21年	22年	23年	24年	25年	26年
18歳未満	7,059 (37.8%)	7,508 (38.0%)	7,941 (38.2%)	8,315 (38.0%)	8,761 (38.1%)	9,172 (37.9%)
18～65歳未満	11,173 (59.8%)	11,770 (59.6%)	12,377 (59.5%)	13,010 (59.5%)	13,636 (59.3%)	14,312 (59.2%)
65歳以上	442 (2.4%)	473 (2.4%)	489 (2.4%)	539 (2.5%)	608 (2.6%)	687 (2.8%)
計	18,674	19,751	20,807	21,864	23,005	24,171

図5 愛の手帳 障害程度別推移

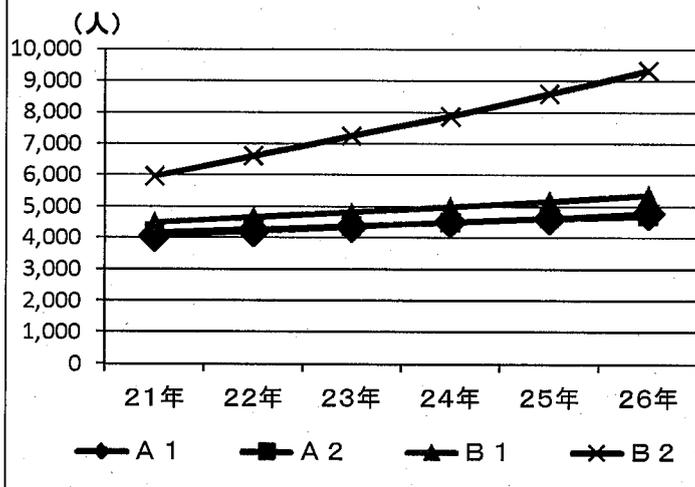
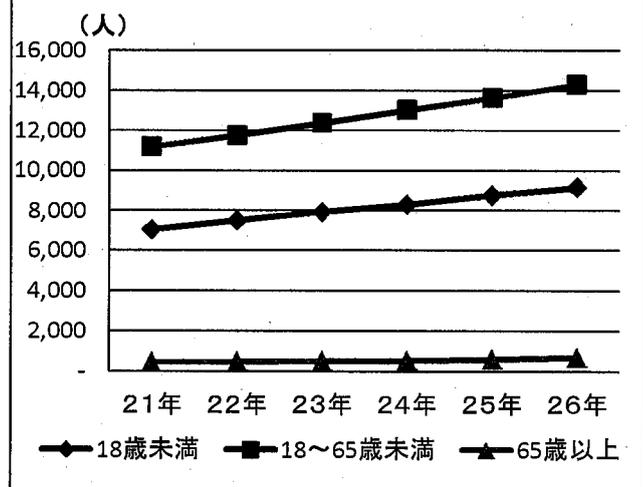


図6 愛の手帳 年齢別推移



### ウ 精神障害者保健福祉手帳

身体障害・知的障害・精神障害の3障害の手帳所持者のうち、この5年間でもっとも増加してきているのが、精神障害です。表7から見られるように、26年3月末時点では、21年と比べ、9千人以上増えており、特に2級が約5千人（約1.5倍）増えています。

また、表8の年齢別の手帳所持者数の推移を見てみると、20歳～65歳未満の所持者数が大きく増加してきている傾向に対し、20歳未満の所持者数はほぼ横ばい、65歳以上の所持者数は、若干の増加という傾向となっています。

表7 精神障害者保健福祉手帳 等級別推移

各年3月末時点(人)

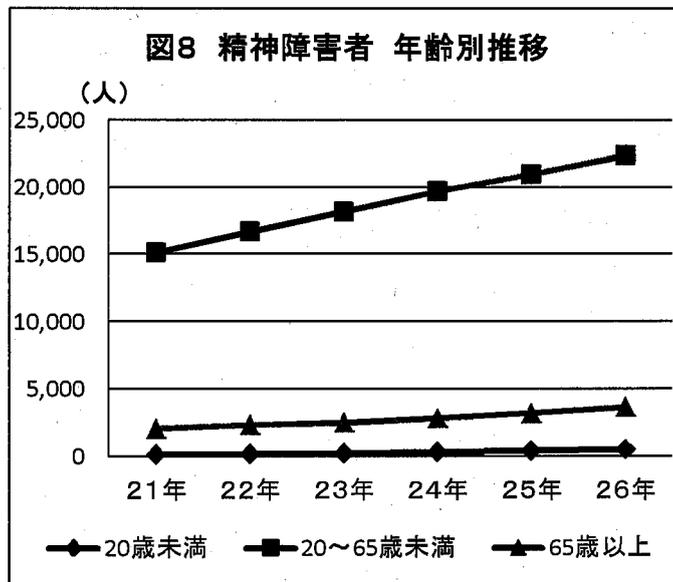
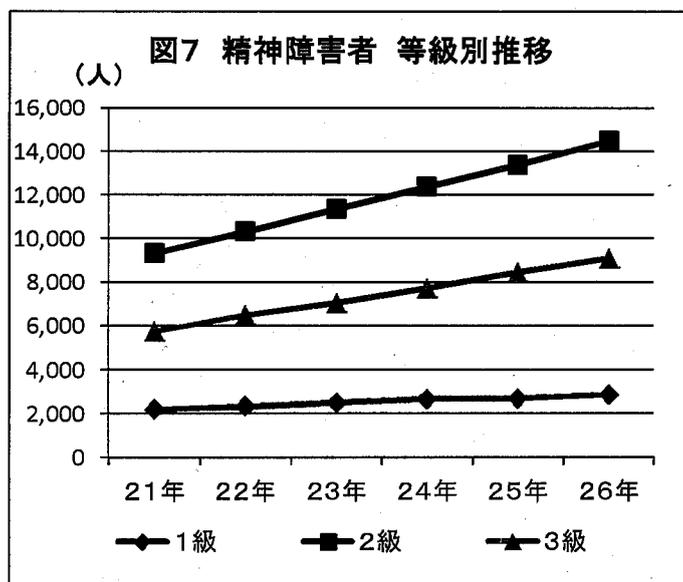
	21年	22年	23年	24年	25年	26年
1級	2,206	2,355	2,499	2,669	2,694	2,870
2級	9,341	10,309	11,368	12,387	13,399	14,497
3級	5,757	6,488	7,045	7,729	8,445	9,108
計	17,304	19,152	20,912	22,785	24,538	26,475

表8 精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別推移

各年3月末時点(人)

	21年	22年	23年	24年	25年	26年
20歳未満	139 (0.8%)	180 (0.9%)	234 (1.1%)	298 (1.3%)	408 (1.7%)	493 (1.9%)
20～65歳未満	15,111 (87.3%)	16,649 (86.9%)	18,156 (86.8%)	19,663 (86.3%)	20,952 (85.4%)	22,355 (84.4%)
65歳以上	2,054 (11.9%)	2,323 (12.1%)	2,522 (12.1%)	2,824 (12.4%)	3,178 (13.0%)	3,627 (13.7%)
計	17,304	19,152	20,912	22,785	24,538	26,475

※精神障害者保健福祉手帳については、18歳未満での統計を取っていないため、20未満としています。

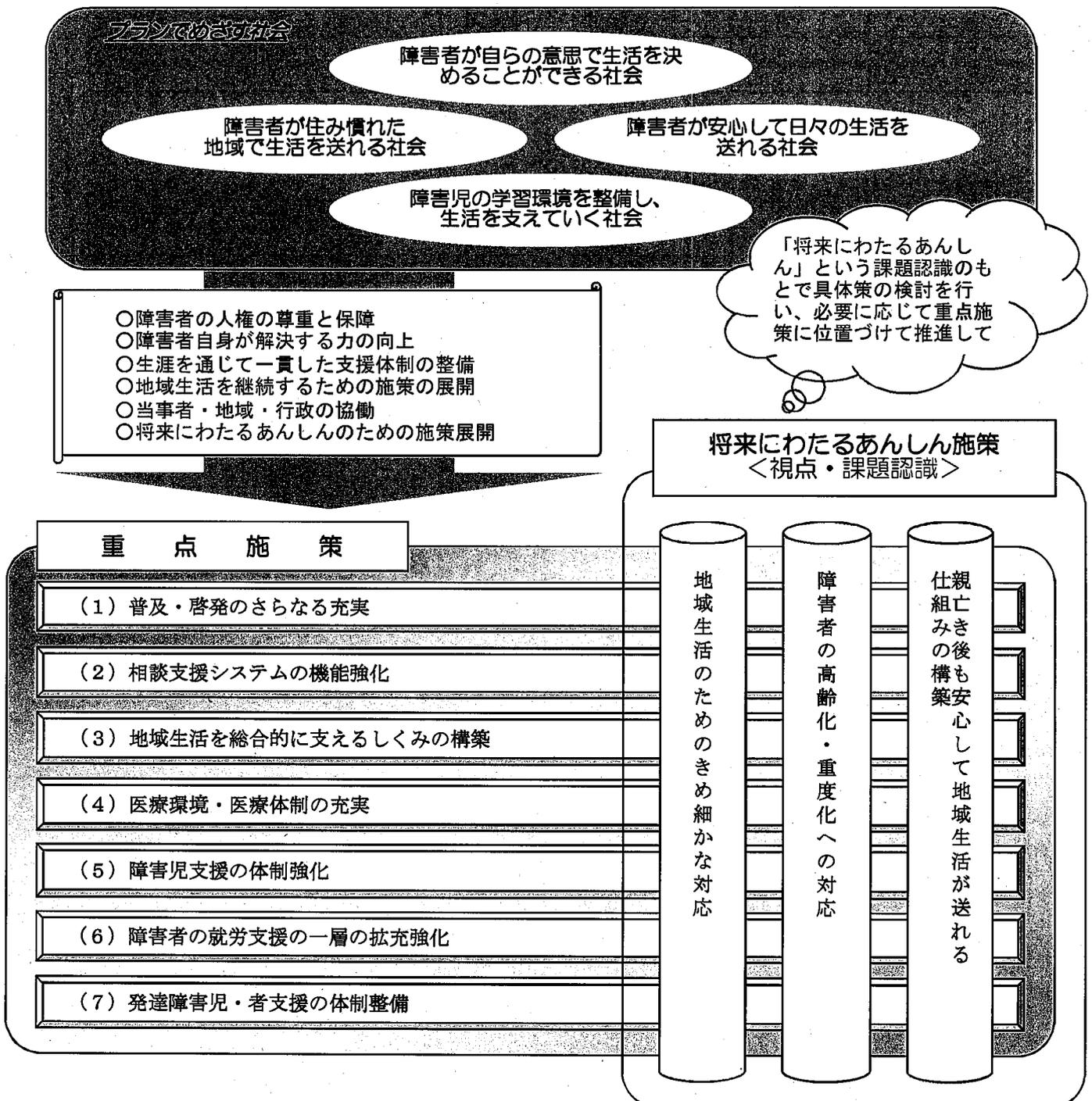


## 2. 第2期の振り返り

### (1) 第2期全体の構成について

第2期では、障害者が自己選択・自己決定のできる社会の構築という視点を中心とし、また、障害者の力を存分に発揮していくことを念頭において「プランでめざす社会」を4つ設定しました。

そして、その社会を目指すために、第2期計画として重点的に進めていく項目を7つの「重点施策」として取りまとめました。また、ニーズ把握調査などの結果、特に重要で緊急と思われる課題認識を「将来にわたるあんしん施策」としてまとめ、「親亡き後の生活」・「高齢化・重度化」・「地域生活のためのきめ細やかな対応」といった視点を柱として、施策を着実に進めてきました。



## (2) 第2期で進めてきたこと

### ア 将来にわたるあんしん施策

あんしん施策は、「在宅心身障害者手当」の質的転換策として、平成22年度から進めている施策です。

「在宅心身障害者手当」とは、障害のある方への在宅福祉サービスがほとんどなかった昭和48年につくられた制度です。その後、30年以上経過する中で、障害基礎年金の創設やグループホーム、地域作業所、地域活動ホーム、ホームヘルプなど、在宅福祉サービスが充実してきました。

このような変化のもと障害者やその家族、学識経験者などが参加する「横浜市障害者施策推進協議会」で「在宅心身障害者手当」のあり方について話し合いを重ねました。その結果、個人に支給する手当を、多くの障害者や家族が切実に求めている「親亡き後の生活の安心」「障害者の高齢化・重度化への対応」などの必要な施策に転換すべきであると確認されました。

これらの声を受けて、本市では「在宅心身障害者手当」を廃止して、その財源を活用し、将来にわたるあんしんのための施策に転換することとしました。そこで、それらの施策を進めていくための課題認識を示すものとしてあんしん施策をとりまとめ、第2期の横浜市障害者プランに明記しました。

#### ● 親亡き後も安心して地域生活が送れる仕組の構築

第2期策定時の当事者へのニーズ把握調査などでは、「親亡き後の不安」や「将来を見据えた支援」などの要望が多く聞こえてきました。

それを受けて、第2期では、障害のある人が地域で安心して暮らすために必要な、日常生活の見守りや障害の不安に関する相談等を行う「後見的支援制度」を開始しました。

また、常に医療的ケアが必要な重症心身障害児・者やその家族の地域での暮らしを支援するため、その支援機能を一体的に提供できる拠点として、多機能型拠点の整備を開始しました。

#### ● 障害者の高齢化・重度化への対応

親亡き後の不安と並んで、多くの声が寄せられたのが、「高齢化に伴って、これまで自分で出来ていたことが出来なくなる」といった、「障害者の高齢化・重度化」による将来の不安でした。

これを受けて、第2期では、障害のある方が住みなれた地域で安心して暮らせるために、グループホームに長く住み続けられるよう、高齢化や重度化にも対応できる支援体制について、検討を進めてきました。

#### ● 地域生活のためのきめ細やかな対応

障害のある方が住みなれた地域で安心して生活し続けるために、地域でともに支える仕組みづくりなど、一人ひとりの生活を個別に支援するための取組を充実させていくことが必要と考え、各施策を進めてきました。

第2期では、障害者の社会参加や活動範囲をさらに広げ、現行の移動支援策がより使いやすく、必要な人に必要な支援が適切に行われるように、移動支援施策体系の再構築に取り組みました。

また、障害の種類や程度に関わらず、安心して受診することができるような医療環境の充実に向けて、医療従事者の障害理解を深めるための研修等を実施してきました。

## (2) 第2期で進めてきたこと

### イ 重点施策

第2期の重点施策は、第1期での振り返りから、各項目においては、第1期に構築してきた内容を、より充実化させ、強化していくことが必要と考え、基本的な方向性を継承しながら、7つの項目を設定し、進めてきました。

また、これらの重点施策を進めていくにあたっては、障害特性や乳幼児期～高齢期におけるそれぞれのライフステージに応じた課題に対応していくという視点に立って施策の充実化に取り組んできました。

#### ●重点施策1 普及・啓発のさらなる充実

横浜市では、障害のある人もない人も同じように地域で生活することができる社会の実現を目指し、すべての人が、疾病や障害に対する正しい理解を深めることが重要と考え、当事者や市民団体による普及・啓発活動への支援等に取り組んできました。

第2期では、市内の障害福祉関係団体・機関で組織する「セイフティーネットプロジェクト」への活動支援や、当事者による市庁舎等でのパン販売を行うことにより、障害理解の促進を図る「わたしは街のパン屋さん」事業を継続して実施してきました。

また、「障害者週間」の活用や、小学生を対象として、夏休み期間に車いすの利用や点字を読む体験を行うなど、障害理解促進のためのイベントを開催しました。

さらには、特別支援学校の児童生徒が、居住地の小中学校の児童生徒と一緒に学ぶための仕組みである、「副学籍の交流」を通じた学齢期への障害理解の促進など、さまざまな普及啓発を進めてきました。

#### ●重点施策2 相談支援システムの機能強化

障害者やその家族が、地域で自立した生活を送ることができる社会の実現を目指し、どこに相談しても適切に課題解決が行えるようにするため、情報提供から一般相談、緊急性や専門性を必要とする相談を、一体的に支援していく相談体制の構築・推進に取り組んできました。

第2期では、相談支援システムを広めるために、各区の「地域自立支援協議会」などを活用した相談支援体制の普及活動に取り組むとともに、相談業務に係わる人材の育成を図るため、相談支援従事者初任者研修及び現任者研修に加え、事例検討研修等を実施してきました。また、研修体系の整理に向けた取組を開始するなど、相談体制の推進をしてきました。

さらには、当事者相談を「ピア相談センター」として一つにまとめ、横浜ラポールにある社会参加推進センター内に設置し、相談員の相談支援機関等への派遣を開始しました。

#### ●重点施策3 地域生活を総合的に支えるしくみの構築

障害のある方が、安心して地域での生活を継続していくためには、一人ひとりの障害特性や意向を踏まえた総合的な支援の仕組みを構築することが必要と考え、施策に取り組んできました。

第2期では、「社会福祉法人型障害者地域活動ホーム」や「精神障害者生活支援センター」，「多機能型拠点」の整備など、ハード面の整備を着実に実施するとともに、「障害者自立生活アシスタント事業」の推進や「移動支援施策体系の再構築」を行うなど、ソフト面における事業も着実に進め、地域で安心して暮らせるように、社会資源の充実化を図ってきました。

また、安心できる住まいの確保をめざし、「グループホーム」の設置促進を図ってきました。

#### ●重点施策4 医療環境・医療体制の充実

障害児・者が地域社会で生活するためには、身近なところに安心して受診できる医療機関があり、適切な医療を受けられることが必要と考え、医療環境の充実に取り組んできました。

第2期では、訪問看護師、障害児・者施設の看護師等が障害特性に対する知識や看護・介護技術を習得するための研修を開催し、医療従事者への障害に係わる知識向上を図りました。

また、在宅療養中の重症心身障害児者の方が、家族による在宅での療養が一時的に困難になった場合、協力医療機関に一時的に入院することができる「メディカルショートステイ事業」や、知的障害者の専門外来を実施する精神科医療機関に対し、「知的障害者対応専門外来」運営費補助を新たに開始するなど、障害児・者の医療環境を整備してきました。

さらに、神奈川県精神神経科診療所協会の協力を得て、夜間、深夜、休日に精神保健指定医に、精神科救急医療情報窓口の相談員が連絡をとり、精神症状急変時の対応方法について相談ができる体制の確保や救急医療体制の整備を図るなど、医療環境・体制の充実化を図ってきました。

#### ●重点施策5 障害児支援の体制強化

障害児とその家族が、地域の中で安心して安定した生活を送り、自らの力で自らの生活を切り開いていくことができるようになるためには、早期療育体制の拡充や、学齢期の障害児に対する個別支援や集団活動支援の推進・強化などのサービスの充実が必要と考え、施策に取り組んできました。

第2期では、療育相談支援などを行う「地域療育センター」を、新たに1か所整備し、計8か所とし、療育体制の充実を図るとともに、地域療育センターに専門スタッフを配置することで、学校への支援の充実も図りました。

また、学齢後期から成人期への切れ目の無い支援を目指すため、3か所目となる中学校期以降の学齢障害児の対応を行う既存専門機関を設置するとともに、関係局が定期的に課題共有・検討を行いました。

さらに、肢体不自由特別支援学校に看護師を配置し、医療的ケア体制整備等を実施するなど、サービスの充実化を図ってきました。

#### ●重点施策6 障害者の就労支援の一層の拡充強化

働くことを希望する方や働く能力がある障害者が、当たり前になれる社会を実現するためには、企業への障害理解の促進や、安心して働き続けるための定着支援などが必要と考え、施策に取り組んできました。

第2期では、就労相談、定着支援等を行う「障害者就労支援センター」を、新たに1か所整備し、市内9か所体制とするなど、就労支援の充実化を図りました。

また、障害者雇用を広く啓発するための「働きたい！あなたのシンポジウム」や、市内企業と就労支援機関をつなぐための「個別相談セミナー」を開催し、雇用の場の拡大や企業への障害理解を促進しました。

さらに、25年度の「障害者優先調達推進法」施行に伴い、横浜市における「調達方針」を策定し、区局等の物品・役務の調達において、障害者施設等からの優先的な調達を推進するなど、福祉的就労の充実も進めてきました。

### ● 重点施策7 発達障害児・者支援の体制整備

発達障害についての社会的な関心が高まりを見せていることなどから、発達障害に対する理解の促進や発達障害児・者への支援の体系化を図る必要があると考え、発達障害児・者の支援等に関する検討を行う委員会でさまざまなご意見をいただきながら施策に取り組んできました。

第2期では、発達障害に関する相談支援、就労支援、発達支援、研修の実施等を行う「発達障害者支援センター」が、市内2区において相談支援機関を巡回し、フォローを行う「サポートコーチ事業」をモデル実施し、地域の相談機関のスキルアップを図るとともに、相談支援機関と発達障害者支援センターの連携を強化する仕組みの地盤を作りました。

また、発達障害者に特化し、利用期間を制限したうえで、コーディネーターが地域での生活に向けた支援を行う住まいの場として「サポートホーム事業」を実施しました。その他、発達障害の特性を有しているものの、確定診断や障害者手帳のない方々に対して、実践的な就労体験を通じた自己理解の場の提供と支援手法の開発を目的とした「横浜市発達障害者就労支援事業」をモデル実施し、今後の発達障害者の就労支援の検討を行うなど、発達障害児・者支援の体制整備を進めてきました。

## (3) 第2期を踏まえた今後の施策推進の視点

第2期での取組を踏まえた今後の施策推進は、次の視点が重要と考えられます。

### ● 障害状況に合わせた支援やライフステージを通じた一貫した支援

第2期では、身体・知的・精神の3障害に加えて、難病や発達障害、高次脳機能障害などこれまでの障害認定基準ではとらえきれない方々のニーズにも対応できるよう、障害状況に合わせた支援を進めてきました。

また、「障害児を育てる家族が不安や困難を感じることなく、適した教育を受け、成長し、本人の自己選択と自己決定ができる生活支援と生活基盤の充実」を図っていくことも計画に位置づけ、ライフステージに応じた支援体制の構築を進めてきました。

しかし、障害状況に合わせたきめ細かい対応がまだ十分でなかったり、学齢期における支援が行き届いていない現状があります。

また、現在のように少しずつ地域における社会資源が整ってきたなかで、障害者が安心して生活し続けていくためには、本人が生活における主体性を獲得する力（エンパワメント）を、引き出し、高めていくための支援も必要です。

そこで、学齢期における相談支援体制の充実や療育と教育との連携強化をはじめ、卒業後の企業就労の促進や施設等での福祉的就労の充実などの、本人のライフステージを通して一貫した支援の強化と、自己選択・自己決定のためには、個々の状況に応じた本人の主体性を獲得する力（エンパワメント）への支援が基本という視点を持って、施策に取り組んでいきます。

## ● 障害者の高齢化・重度化への対応

高齢者の増加が進み、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる「2025年問題」に象徴されるように、今後10数年間で、全国的に高齢化が一層進んでいくことが予測されています。横浜市においても、2025年には、約3.8人に1人が65歳以上になることが見込まれています。

そのような中で、障害者は、比較的早い段階から高齢症状が出現する方がいるといった声が、現場のスタッフから聞こえてきています。高齢化すると、体力や運動機能の低下、病気への抵抗力などが弱くなり、新たな病気やけがのリスクも高くなります。それに加えて、日常生活での主な身辺動作や活動、社会生活への参加などに（急激な変化でなくても）少しずつ不自由さや困難性が増えてくるため、見守りや介助などの具体的支援が不可欠な状態になります。今回のプラン策定のために実施したアンケートでは、「高齢化で、これまでと同じように生活環境を続けていけるかが不安」といった声があがっています

そのため、今後もこれまでと同様に「高齢化・重度化」の進展を踏まえた施策展開が求められます。

また、障害者本人はもちろんのこと、親（家族）の高齢化も考えていかななくてはなりません。これまで支えていた家族の高齢化により、本人が従来通りの生活を続けることが難しくなるといったことが、今後さらに増えていくことが予想されます。

これらの問題に対応していくためには、現在の障害者の生活状況を丁寧に把握しながら、家族を含めて障害者が地域で生活していくことを支える仕組みの充実が求められます。

## ● 将来にわたるあんしん施策の継承

第2期では、「あんしん施策」として、①親亡き後も安心して地域生活を送れる仕組の構築、②障害者の高齢化・重度化への対応、③地域生活のためのきめ細かな対応という項目を中心に、様々な取組を推進してきました。

しかし、「あんしん施策」を実施して数年経った今でも、未だにグループインタビューやアンケートからは、引き続いて、親亡き後の不安の解消が求められている現状があります。

今後も「あんしん施策」で確認された課題については、当事者やご家族の方などのご意見をいただきながら、継続して取り組んでいく必要があると考えています。また、当事者や家族のニーズをあらゆる場面で継続して把握していき、「あんしん施策」だけにとどまらず障害福祉施策全体に広げ、一体的に進めていくことで、多くの障害者や家族の不安に添えていくことが重要であり、当然のことながら、「あんしん施策」策定時の視点を継承しながら、様々な施策展開を図っていきます。

# 第Ⅲ章 第3期の基本目標とテーマ

## 1 第3期の取組の方向性

第3期は、すべての障害児・者が一市民として、当たり前前の生活環境を自ら選択し、獲得していけることをねらいとした基本目標を設定します。

また、第2期ではプランの枠組みについて、施策を推進する視点で組み立ててきましたが、第3期では、障害の種別に係わらず、障害児・者が日常生活を送るうえでの視点に立った枠組みとして、5つのテーマを設定し、「将来にわたるあんしん施策」を始めとする障害福祉施策の取組の方向性を示しました。

### 《第2期の振り返り》

#### 普及・啓発のさらなる充実

障害者週間に係わるイベントの実施など、障害理解の活動を進めてきました。しかし、まだ「理解が進んでいない」という声があります。

#### 相談支援システムの機能強化

各区の地域自立支援協議会等で相談支援体制の構築と強化を進めてきました。しかし、まだ「どこに相談したら良いか分からない」という声があります。

#### 地域生活を総合的に支える仕組みの構築

地域のハード面・ソフト面における社会資源整備を進め、充実してきています。しかし、まだ「制度が複雑で、分からない」「障害に合った住まいがほしい」などの声があります。

#### 医療環境・医療体制の充実

医療従事者への障害理解や、看護師への障害特性の知識・技術を習得する研修を実施してきました。しかし、まだ「身近でかかれる医療機関がない」という声があります。

#### 障害児支援の体制強化

地域療育センターの整備を進め、療育体制を拡充しました。しかし、障害のあるこどもの割合が増えてきており、まだ「早期発見・早期療育の充実」を求める声があります。

#### 障害者の就労支援の一層の拡充強化

就労支援センターの増設など、障害者の就労支援を進めました。しかし、企業等の法定雇用率の引き上げ等、社会的関心は高く、依然として障害者雇用促進の声が多くあり、定着支援のニーズも高まっています。

#### 発達障害児・者支援の体制整備

発達障害に関するさまざまな検討を行い、相談支援や住まいの場、就労等に関する取組を進めてきました。しかし、依然として障害特性に応じた支援体制の充実などを求める声があります。

### 《今後、取り組むべき課題》

#### 課題①<障害理解と相談支援体制等の推進>

障害者自身が、他人の言動や対応・配慮などで悩むことが多いなど、未だ障害理解の促進が必要な状況です。

また、障害者自身が、その悩み・不安を相談できるような仕組みや場所が、まだ十分に認知されていません。そこで、相談支援体制の周知や、わかりやすく、障害状況に応じた情報提供、緊急時も含めた相談支援の充実等が必要となっています。

#### 課題②<障害状況に応じた住まいの充実>

障害者が住みたいところに住めないという状況が依然としてあります。このような中、高齢化・重度化への対応だけでなく、障害特性や状態、生活状況など、一人ひとりに合った住まいが選べるような仕組みや支援が求められています。

#### 課題③<安心して暮らせる生活環境の充実>

障害者が安心して地域で生活するためには、親亡き後の生活の安心や、ハード・ソフト面でのバリアフリーが進んだ環境が必要となっています。

また、障害者にとって身近な医療機関が未だ少なく、気兼ねなく医療を受けることができていません。そのため、医療を必要としている障害者が地域で生活していくため、福祉と医療を繋ぐ施策の充実が必要です。

#### 課題④<療育・教育の充実>

障害児が、横浜で安心して学び・育っていくためには、近年増加している発達障害児を含めて、療育、学校、通所先などのより一層の連携充実が必要となっています。

また、幼児期から、学齢期・成人期・高齢期までの一体的な支援体制の充実のためには、それを支える人材の確保と育成が欠かせません。

#### 課題⑤<社会参加支援の充実>

「働きたい」と願う障害者と企業等が求める人材とには、差があることも多いなど、マッチングの部分に課題があります。また、障害者の就労に関しては生活面での安定も含めた定着支援の充実が必要となっています。

また、障害状況などにより、企業で働くことが困難であっても、施設での福祉的就労や余暇活動等の充実により、社会参加が促進されるような仕組みづくりも必要です。

## 基本目標

**自己選択・自己決定のもと、住み慣れた地域で、安心して、学び・育ち・暮らしていくことができるまち、ヨコハマを目指す**

テーマ1 出会う・つながる・助け合う			
分野	取組の方向性	分野	取組の方向性
普及啓発 相談支援	持続的な普及啓発の促進	情報の保障 災害対策	行政情報における合理的配慮の確立
	学齢期への重点的な普及啓発		
相談支援体制の再構築及び推進	災害時の自助・共助・公助の仕組みの浸透		

テーマ2 住む、そして暮らす			
分野	取組の方向性	分野	取組の方向性
住まい	障害状況に合わせた住まいの充実	暮らし	地域での生活を支える仕組みの充実
	高齢化・重度化を踏まえた住まいの構築		本人の生活力を引き出す支援の充実

テーマ3 毎日を安心して住やかに過ごす			
分野	取組の方向性	分野	取組の方向性
健康医療	医療環境のさらなる整備	権利擁護	虐待防止の取組みの浸透
	障害児・者も参加しやすい健康づくり施策の推進		差別解消法に基づく取組み
	救急医療体制の充実		成年後見制度の利用促進
バリアフリー	さらなるバリアフリーの推進		

テーマ4 いきる力を学び・育む			
分野	取組の方向性	分野	取組の方向性
療育	早期療育体制の充実	人材の確保育成	障害福祉従事者の確保と育成
	学齢障害児の支援の充実		
教育	療育と教育の連携による切れ目のない支援		当事者による支援体制の充実
	教育環境・教育活動の充実		
	教育から就労への支援		

テーマ5 動く・活動する・余暇を楽しむ			
分野	取組の方向性	分野	取組の方向性
就労	一般就労の促進と雇用後の定着支援の充実	移動支援	移動支援の充実による社会参加の促進
	福祉施設から企業就労へ		
福祉的就労	作業の充実と工賃向上	余暇活動	文化・芸術活動の推進
			スポーツ活動の推進
日中活動	日中活動場所の拡充		

## 2 生活の場面ごとのテーマ

### 1 出会う・つながる・助け合う

幼少期、学齢期から障害のある方々と出会い・つながり、相互理解を深めていくことで、障害の特性や、対応などをお互いに理解し、日ごろの生活から災害等の緊急時にも支えあい・助け合うことができるまち、ヨコハマを目指します。

そのためには、障害のある人たちの生活を支え、困ったときにいつでも相談できる場所や、どこに相談しても適切に対応できる支援体制を構築することが必要です。

また、障害特性に応じて、必要な情報を適切に発信するとともに、障害理解に向けた普及啓発、相談支援体制の整理と相談窓口の明確化、平成28年4月施行となる障害者差別解消法を踏まえた行政から発信する情報の保障の他、災害への備え等を進めていきます。

#### 《当事者からの主な意見》

- ・どんなことに困るのかを体験してもらうことが大事。障害が多様であることを知ってもらいたい。
- ・何かあったら聞いてくださいといわれるが、何が分からないのかが分からない。
- ・防災訓練などの情報が、あとで回ってきた町内会の回覧板などで知った（後で知った）。地域防災拠点における訓練について、触れ合わないと、理解してもらえない。

#### (1) 普及啓発

障害のある人もない人も共に地域で安心して自立した生活を送ることができる社会を目指して、疾病や障害に対する正しい理解の促進に努めてきました。しかし、グループインタビューやアンケート結果では、外出時に嫌な思いをしたり、他人の言動や対応で悩むとの意見もあり、まだまだ障害児・者への正しい理解や配慮は求められています。

そこで、引き続き幼少期、学齢期から障害を理解し、交流を深められるよう相互理解に向けた教育や取り組みを進めていきます。また、地域住民への啓発、住民との交流や、日頃の生活の中でふれあえる仕組みづくりなど、さまざまな取り組みを通じて障害理解を進めていきます。

#### ◇取組の方向性◇

- 持続的な普及啓発の促進
- 学齢期への重点的な普及啓発

## (2) 相談支援

障害者やその家族が、地域で自立した生活を送ることができる社会の実現に向けて、どこに相談しても適切に課題解決が行えるよう、体制整備を進めてきました。しかし、障害者が困ったときに相談する場所としては、依然として区役所が中心であり、区役所以外の相談機関がまだまだ認知されていない状況で、どこに相談したら良いか分からないという意見も多く聞かれます。このように、相談支援体制の周知など、相談における社会資源の整理とわかりやすい情報提供とともに、相談支援のプロセスの中で、本人の解決する力を高めていくことが求められています。

そこで、どこに相談しても、各相談支援機関等が連携して対応できる仕組みづくりを進めるとともに、横浜市がこれまで構築してきた相談支援体制の全体像を整理します。さらに、障害福祉サービスを活用して障害児・者が希望する暮らしを実現するため、本人の主体性を高めながら、生活全体の目標等をまとめたサービス利用計画の推進をしていきます。

また、障害児・者支援における地域課題を検討するため、各区で実施している地域自立支援協議会の機能強化と活性化を図り、地域性を踏まえた体制やネットワークづくりを支援します。

### ◇取組の方向性◇

#### ■相談支援体制の再構築及び推進

## (3) 情報の保障

情報化社会の発展に伴い、携帯電話、スマートフォン、パソコンなど情報機器をはじめ、情報の伝達や入手の方法は多様化してきました。しかし、障害のある方はその特性により、情報入手に困難を伴う場合があります。また、行政情報の提供にあたり、情報が遅滞なく確実に伝わることを求められています。

そこで、障害の特性に対応した情報の発信や、障害児・者が生活に必要な情報を取得するための支援を行います。障害者差別解消法の趣旨を基本としながら、横浜市からの情報発信や、関係機関、民間事業者等による情報発信の取り組みが行われるための方策を検討します。

また、適切な情報の保障が担保されることを含め、障害者差別解消法の対応にかかる相談機関の設置を検討します。

### ◇取組の方向性◇

#### ■行政情報における合理的配慮の確立

#### (4) 災害対策

災害発生時に、要援護者の安否確認等が迅速に行える災害時要援護者支援の推進や、災害発生時に安心して避難所で生活ができるよう、障害児・者等のための二次的な避難所である特別避難場所等への備蓄や小中学校などの地域防災拠点への多目的トイレの整備などを行ってきました。

しかし、近年の防災意識の高まりから、現在の避難所（地域防災拠点）へは、行くことができない、避難所で障害者自身がどう過ごしていけるか不安が多いなど、障害者の被災時の支援体制について、対応が求められています。

そこで、災害時でも、身近な地域の避難所で、安心して避難生活が送れるよう、障害特性に応じた対応が行えるようにするための情報提供のあり方や、地域での防災訓練に障害者がともに参加できるような、自助・共助への支援等も含め検討します。

#### ◇取組の方向性◇

- 災害時の自助・共助・公助の仕組みの浸透



## 2 住む、そして暮らす

社会資源の充実は進んできていますが、障害者が、自分の障害にあった暮らしを選択することが、まだまだ十分できているとは言えません。

どんな障害があっても、できる限り、自ら「住まいの場」を選択し、住みなれた地域で安心して暮らし・生活し続けることができるまち、ヨコハマを目指します。

そのためには、まず「住まいの場」を確保することが必要です。そして、そこで暮らし続けていくために毎日の生活を通じて、課題を明らかにしていくことが重要です。障害特性の理解に合わせて、その課題を解決するための施策を充実させていくことが求められています。そのためには、多様な形態の住まいのあり方や、地域での充実した生活の実現に必要な施策を検討していきます。

### 《当事者からの主な意見》

- ・自分の生活力が上がって不安がなくなったら、いずれはグループホームを出てひとり暮らしをしてみたい。そして、色々なところに自由に外出したい。
- ・障害が重くても、必要な支援さえあれば、在宅で生活できる。施設かグループホームかではなく、在宅生活の幅を広げていくことも一つの方法。

### (1) 住まい

住まいは、生活の基本であり、誰もが可能な限り住み慣れた場所で住み続けられるようになっていることが望まれます。しかし、障害状況や高齢化・重度化により、今の住まいで住み続けることが困難になる場合も想定されます。そのような場合でも、障害の状態やその時々本人の状態に合ったところで生活できるような仕組みが求められています。

そこで、本人の希望や状況に適した場所に住むことができるなど、様々なニーズに応えられるよう、高齢化・重度化や多様な形態の住まいの構築を進めていきます。

#### ◇取組の方向性◇

- 障害状況にあわせた住まいの充実
- 高齢化・重度化を踏まえた住まいの構築

**(2) 暮らし**

当事者向けに実施したアンケートから、今後の希望する生活について、基本的に「現在の生活を変えたくない」と考えている方が多いという結果がでています。このことから、住み慣れた住まいで、引き続き、生活していけるような支援が求められています。

そこで、自ら選択した住まいで、安心して暮らしていけるように、暮らし（生活）における課題を解決するための施策を推進するとともに、本人の生活力を引き出す支援の充実を図っていきます。

また、医療的ケア等専門的な支援が必要な方に対する施策についても検討していきます。

**◇取組の方向性◇**

- 地域での生活を支える仕組みの充実
- 本人の生活力を引き出す支援の充実

### 3 毎日を安心して健やかに過ごす

毎年実施する市民意識調査において、心配ごとや困っていることとして「自分の病気や老後のこと」を挙げる方が最も多く、障害児・者やその家族にとっても健康や生活上の不安解消が課題であることや、障害のあるわが子が「親亡き後」にどうやって生きていくのかも大きな課題です。

障害のあるなしに係わらず、お互いを尊重し、障害児・者の誰もが、毎日を安心して過ごし、健やかに育ち、ともに生きていくことができるまち、ヨコハマを目指していきます。

そのために、「よこはま保健医療プラン2013」や「第2期健康横浜21」にも位置づけられている「医療受診環境の向上」や「障害特性を踏まえた心身の健康対策」等を推進し、かつ、在宅の障害児・者の福祉・保健・医療のネットワークの構築等を進めていきます。

また、生活環境のバリアフリーや権利擁護の推進は引き続き必要であり、制度やハード面での整備と併せ、障害児・者の誰もが毎日を安心して過ごすことのできるように、ソフト面にも取り組んでいきます。

#### 《当事者からの主な意見》

- ・ 障害者を診てくれる病院が地域に増えれば、地域で安心して暮らすことができる。特に、障害者を手厚くしてもらいたいわけではなく、当たり前のように、病院に通い、生活を安定していける。
- ・ 障害者理解をしてくれる医療機関は本当に少ないように感じる。
- ・ 予防医療という観点を考えていく必要があるのではないか。
- ・ 重症心身障害者のように、医療との関係が切り離せない障害者もいる。医者にはその対応に慣れて欲しい。

#### (1) 健康・医療

核家族化や介護者の高齢化だけでなく、障害者自身の高齢化・重度化も今後さらに進むと予測される現在、障害の重度化の予防、生活習慣病の予防・合併症や重症化予防は、地域の中で安心して育ち、生きていく上で非常に重要です。

そこで、障害特性を理解した対応ができる医療機関・医療従事者を育成するだけでなくネットワーク化による医療機能の充実によって、いざという時にも速やかに対応できる医療環境の整備や、一市民として当たり前健康サポートを受けられる仕組みなど、保健・医療の充実を図ります。また、障害特性やライフステージに応じた生活習慣病の予防などの普及啓発を進めていきます。

#### ◇取組の方向性◇

- 医療環境のさらなる整備
- 障害児・者も参加しやすい健康づくり施策の推進
- 救急医療体制の充実

## (2) バリアフリー

バリアフリーの取組は進み、言葉としても社会一般に認知されてきています。しかし、障害者の社会参加や活動も広がってきたなかでは、引き続き、障害状況に配慮したバリアフリーの推進が求められています。

そこで、ハード面のバリアフリー化の取組を継続するとともに、市民一人ひとりの障害に対する理解が少しずつ広がるよう、ソフト面での取組を併せて推進します。

### ◇取組の方向性◇

- さらなるバリアフリーの推進（再掲）
- 持続的な普及啓発の促進

## (3) 権利擁護

障害児・者は、決して特別な存在ではありません。日本が障害者権利条約を批准し、国内の法律の整備が進められるなか、障害者の権利擁護について、横浜市としても積極的に取り組み、安心して生活できる仕組みの構築が求められています。

そこで、全ての人々が障害のあるなしによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を、この横浜で実現することができるよう、障害者差別解消法等の趣旨を基本としながら、一つひとつの取組を着実に進めるとともに、市民への浸透を図っていきます。

### ◇取組の方向性◇

- 虐待防止の取組の浸透
- 差別解消法に基づく取組
- 成年後見制度の利用促進

## 4 いきる力を学び・育む

障害児が増えてきているなかでは、早期発見・早期療育システムの仕組みや、療育と教育の連携がまだまだ十分とは言えません。

乳幼児期から学齢期を通じて、家族や友だち、学校の先生などの大人たちとかかわり、語りあい、学びあい、生きる力を身につけていくことができるまち、ヨコハマを目指します。

そのためには、乳幼児期、学齢期、成年期、そして高齢期と、ライフステージを通じて一貫した支援体制の構築という視点を踏まえ、たうえでの施策展開をしていくことが求められています。

特に、発達の早期に行われる療育の充実や学齢期におけるきめ細やかな対応は、その後の成長にとって重要です。

そこで、その視点を踏まえ、地域療育センターを中心とした早期療育体制の充実や、教育環境の充実を進めていきます。

また、このような取組等を円滑に進めていくためには、障害児・者を支える人材の確保・育成や、そのための取組の強化を進めていきます。

### 《当事者からの主な意見》

- ・地域療育センター等の待ち時間が年々増加してきている。相談員の増員などをしてもらいたい。
- ・療育センターか、学校などが終わって過ごす時間、場所が困る。
- ・今のこどもの段階では、サービスが充実してきている。そこを間違っていると、本人に力が付かない。初期の段階で、本人にきっかけ（やり始め）をどう与えていくかと思う。

### (1) 療育

地域療育センターの役割は非常にニーズが高く重要な社会資源です。必要な人が必要なときに療育を受けられるためにも、地域療育センターの機能の充実が求められています。

そこで、障害児とその家族が、地域の中で安心して安定した生活を送り、自らの力で自らの生活を切り開いていくことができるよう、今後も継続して様々な福祉サービスの充実を図ります。それとともに、引き続き、学齢期の障害児に対する個別支援や集団活動支援を推進していきます。

#### ◇取組の方向性◇

- 早期療育体制の充実
- 学齢障害児の支援の充実

## (2) 教育

小中学校在籍者数が減少している中で、発達障害など特別な支援が必要な子どもたちの増加や、障害の重度化・多様化している状況を踏まえ、福祉・療育と教育の連携強化による、子ども一人ひとりの障害の状態や特性に対応した支援の充実が求められています。

そこで、支援の必要な子ども一人ひとりのニーズに対応するため、地域療育センター等による学校支援や保育所・幼稚園・小学校の連携による切れ目のない一貫した支援、教員の専門性の向上と指導・支援体制の充実、特別支援学校の再編整備による教育環境や教育活動の充実、福祉と連携した就労支援の充実を進めます。

### ◇取組の方向性◇

- 療育と教育の連携による切れ目のない支援
- 教育環境・教育活動の充実
- 教育から就労への支援

## (3) 人材の確保育成

近年、施設などの社会資源の整備を図りましたが、障害福祉施設を運営している法人は、現場で働く人材の確保に苦慮しているのが現状です。たとえ、人材が確保できたとしても、なかなか定着しなかったり、人材を育成するのが難しいという声も聞こえてきています。行政としても、各施策における人材確保・育成を推進していくことが求められています。

そこで、横浜市内のそれぞれの障害福祉現場で働く人材の確保や育成について、民間事業者等関係機関と協同した取組を継続して行っていきます。また、人材確保に向けた仕組み等の構築を目指すなど、効率的な実施手法の検討を行っていきます。

### ◇取組の方向性◇

- 障害福祉従事者の確保と育成
- 当事者による支援体制の充実

## 5 働く・活動する・余暇を楽しむ

障害のあるなしに関わらず「働く」ということは、自立した生活につながることや、生きがいを高めるなど、とても大事なことです。また、「働く」とは、企業等で働くことはもちろんのこと、通っている施設で行う、いろいろな作業も含まれます。

どこで何をして働くか、どこでどのように過ごすかは人それぞれ違うため、その人にあった支援が必要です。

よって、一人ひとりの適性や希望に合った仕事を見つけることができ、外出したり、趣味に没頭したり、スポーツをしたりと、色々な余暇が充実したまち、ヨコハマを目指します。

そのためには、企業等で働きたいと願う人が「働く」・「働き続ける」ための就労支援や、地域の障害者施設での作業を充実させることで収入（工賃）を向上させる仕組みづくりを進めていきます。

また、施設を利用される人が、住み慣れた地域で一人ひとりの力にあった施設を選択できる仕組みや、これらを支える移動のサポートの充実や余暇活動の充実を進めていきます。

### 《当事者からの主な意見》

- ・働くなかでの困りごとを、何でも相談できる人が必要。社内でのコミュニケーションを進めるためには、同じ境遇の人が必要。
- ・自分のやりたいことができたり、仲間関係が良かったから、通い始めた。
- ・学校卒業後の行先が無く、不安を感じる。
- ・成人した障害者への余暇支援が必要。

### (1) 就労

「障害者雇用促進法」の改正による企業等に対する法定雇用率の引き上げなど、障害者雇用を取り巻く環境は着実に進んでいます。障害者の就労支援のニーズが高まっていると同時に、雇用後に安心して働き続けるための定着支援が重要といえます。また、精神障害や発達障害のある方など、個々の障害特性に合わせたきめ細かな支援や、企業等の障害理解を進めることが求められています。

そこで、障害者就労支援センターを中心に、就労支援の促進と雇用後の定着支援に取り組みます。安定した雇用を支えるための生活支援など、各地域の関係機関との連携を強化します。また、多様化する就労支援ニーズに対応できるよう、支援者のスキルアップ・人材育成や、企業等に対する障害者雇用の普及啓発を進めていきます。

#### ◇取組の方向性◇

- 福祉施設から企業就労へ
- 一般就労の促進と雇用後の定着支援の充実

## (2) 福祉的就労

企業等での就労が困難な方など、地域の障害者施設に通い、そこでの「福祉的就労」に従事される方の収入（工賃）を向上させることも障害のある方の自立を支えるうえで重要といえます。

そこで、「障害者優先調達推進法」に基づき、官公需における障害者施設等への優先的な調達に努めるとともに、引き続き、企業等からの受注促進や自主製品の販路拡大に取り組みます。また、施設情報の集約や受注体制の構築など、福祉的就労を充実させていくための仕組みづくりを進めていきます。

### ◇取組の方向性◇

#### ■作業の充実と工賃向上

## (3) 日中活動

本人の希望や、その人の状態にあった日中の活動場所の充実が求められています。

そこで、障害特性や個々の状態に合わせて、過ごす場所を選ぶことが出来るようにする必要があります。障害者自身が、自分に適した日中活動場所を選択できるようにするため、各事業所が、それぞれの特徴を活かした運営ができるような仕組みを検討していきます。

### ◇取組の方向性◇

#### ■日中活動場所の拡充

## (4) 移動支援

移動支援施策体系の再構築等により、ガイドヘルプなどの障害者の移動を支える制度は拡充してきていますが、それらの制度をさらに有効に利用できるような取組が求められています。

そこで、本人の希望に沿った移動支援に関する情報を整理して提供できる体制を充実させるとともに、引き続きヘルパー等の担い手の確保に取り組み、制度を円滑に利用できるようにします。また、通所等の社会参加を一層効果的に進める送迎の仕組みを検討します。

### ◇取組の方向性◇

#### ■移動支援の充実による社会参加の促進

## **(5) 余暇活動**

余暇活動は、人生を楽しむための大きな要素であるだけでなく、社会参加のきっかけや就労意欲の向上にもつながります。一方で、スポーツ・文化をはじめとするさまざまな余暇活動を楽しむ場や機会が少なかったり、それらの情報が入手しづらいといった課題があります。

そこで、スポーツ・文化活動を行う場所や発表の機会などの充実を進めつつ、活動団体の取組みの情報を発信することなどにより、多くの方が参加しやすい環境を整えるとともに、活動している方にとっての生きがいに繋げていきます。

また、スポーツ・文化活動だけではなく、さまざまな余暇活動の場の充実を進めます。

### **◇取組の方向性◇**

- 文化・芸術活動の推進
- スポーツ活動の推進

## 第IV章 PDCAサイクルによる計画の見直し

「第3期横浜市障害者プラン」は、平成27年度から32年度までの6年間を計画期間としていますが、3年後の平成30年度には、「横浜市障害福祉計画」の改定を行う予定のため、それに併せて計画の見直しを行う予定です。

見直しにあたっては、プランの進行管理、進捗についての評価を行うことにより、当該施策・事業の必要性の検討、事業規模や期間の見直し、社会情勢の変化やニーズの変化に伴う新しい課題に柔軟に対応するための施策の再構築などを常に行っていきます。

### ●計画期間について【再掲】

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
名称	横浜市障害者プラン(第2期)						第3期 横浜市障害者プラン					
構成	障害者計画						障害者計画					
	障害福祉計画			障害福祉計画			障害福祉計画			障害福祉計画		

見直しの実施

見直しの実施

### ●PDCAサイクルによる見直し

